

私立学校をめざすみなさまへ

私立高校には学費負担を 軽減する制度があります

授業料の負担軽減

国の助成

就学支援金

年収目安
約760万円未満

都の助成

授業料軽減助成金

→都内在住要件があります。

年**44万2,000円**

(都内私立高校平均授業料相当
ただし在学校の授業料が上限)

◎年収目安約760万円～910万円未満の世帯は就学支援金(年11万8,800円)のみ対象です。

授業料以外の負担軽減

都の助成

奨学給付金

→都内在住要件があります。

年**13万8,000円**(最大)

学費全般の支援

貸付(無利子)

育英資金

→都内在住要件があります。

年**42万円**

全ての制度は併用できます！
それぞれの制度で毎年度(※)申請が
必要です。(※育英資金を除く)

詳しくは次のページをご覧ください。
お問合せ先は裏面にあります。



公益財団法人
東京都私学財団

○本リーフレットの内容は平成29年度のもので、30年度以降は変更となる場合があります。
○年収の目安は、給与収入のみの4人世帯(夫婦と子ども2人)をモデルとした場合です。
年収は目安であり、審査は住民税課税額(年額)等に基づき行います。

保護者の年収目安と軽減額等(年額)



平成29年度から
授業料軽減助成金(都内在住の方)が拡充されました!

	授業料の負担軽減		授業料以外の負担軽減	学費全般の支援
	就学支援金(国)	授業料軽減助成金(都)	奨学給付金(都)	育英資金(都)
約910万円 ～ 約760万円	118,800円			世帯の条件によって利用可能な貸付制度です。 420,000円
約760万円 ～ 約590万円	118,800円 +	323,200円		
約590万円 ～ 約350万円	178,200円 +	263,800円		
約350万円 ～ 約250万円	237,600円 +	204,400円		
約250万円 未満	297,000円 +	145,000円	138,000円・84,000円	
生活保護世帯	297,000円 +	145,000円	52,600円	

授業料負担軽減額の合計※2
442,000円

※1 年収の目安は、給与収入のみの4人世帯(夫婦と子ども2人)をモデルとした場合です。年収は目安であり、審査は住民税課税額(年額)等に基づき行います。

※2 就学支援金と授業料軽減助成金の支給総額(最大軽減額)は、442,000円の範囲内で保護者が負担する在学学校の授業料が上限となります。

「就学支援金・授業料軽減助成金・奨学給付金・育英資金(一般募集)」の申請について

入学先の私立高等学校等から、各制度の申請手続きについてお知らせします。
また、当財団のホームページからも随時ご案内しています。

※育英資金には中学3年次に申し込む予約募集(高等学校等進学後の貸付)もあります。



国の助成

就学支援金

私立高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料の一部に充てる費用として「高等学校等就学支援金」を国が学校に支払い、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

対 象 者	私立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。		
軽 減 額 (単位制の学校は 軽減額が異なります)	区分	年収の目安 4人世帯(夫婦と子ども2人)の例	軽減額(年額)
	○生活保護世帯 ○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯	約250万円未満	29万7,000円
	○区市町村民税所得割額が年額51,300円未満の世帯	約250万円～約350万円未満	23万7,600円
	○区市町村民税所得割額が年額154,500円未満の世帯	約350万円～約590万円未満	17万8,200円
	○区市町村民税所得割額が年額304,200円未満の世帯	約590万円～約910万円未満	11万8,800円

都の助成

授業料軽減助成金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するために、都が授業料の一部を助成する制度です。

対 象 者	生徒と保護者が都内にお住まいで、私立の「高等学校(通信制課程を除く)」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。		
軽 減 額	区分	年収の目安 4人世帯(夫婦と子ども2人)の例	軽減額(年額)
	○生活保護世帯 ○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯	約250万円未満	14万5,000円
	○区市町村民税所得割額が年額51,300円未満の世帯	約250万円～約350万円未満	20万4,400円
	○区市町村民税所得割額が年額154,500円未満の世帯	約350万円～約590万円未満	26万3,800円
	○住民税が一定基準以下の世帯	約590万円～約760万円未満	32万3,200円

都の助成

奨学給付金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の授業料以外の教育費負担を都が軽減する制度です。

対 象 者	都内にお住まいで、私立の「高等学校」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。	
給 付 額 (通信制の学校は 給付額が異なります)	区分	給付額(年額)
	○生活保護生業扶助受給世帯	5万2,600円
	○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯	8万4,000円 又は 13万8,000円 (世帯の構成員の状況により、給付額が異なります。)

貸付(無利子)

育英資金

勉学意欲がありながら経済的理由で学校に通うことが難しい生徒本人に、都が奨学金を無利子でお貸しする制度です。

対 象 者	都内にお住まいで、国公立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。(就学支援金や授業料軽減助成金とは異なる保護者の所得制限があります。)	
貸 付 月 額	私立	国公立
	3万5,000円	1万8,000円
返 済 方 法	貸付終了から、おおむね11～13年間で返済していただきます。	
保 証 人	連帯保証人2名が必要です。	

育英資金は貸付です！

貸付(無利子)

入学支度金

入学金など入学時に学校に支払う費用のうち、25万円(学校により20万円)を入学先の学校が無利子でお貸しする制度です。

対 象 者	都内にお住まいで、入学支度金貸付制度のある都内私立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校」「専修学校(高等課程三年制)」に入学する生徒の保護者です。
返 済 方 法	学校が指定する方法で、3年間の在学期間中に返済していただきます。
保 証 人	連帯保証人が必要です。

お問合せ先

就 学 支 援 金 授 業 料 軽 減 助 成 金 奨 学 給 付 金	東京都私学就学支援金センター ☎ 03-5206-7925 (東京都新宿区神楽坂1-15神楽坂1丁目ビル2階・3階)	〈就学支援金〉 都外の学校については、 学校が所在する道府県に お問合せください。 〈授業料軽減助成金ほか〉 都外に在住の方は、 お住まいの道府県に お問合せください。 
東 京 都 育 英 資 金	公益財団法人 東京都私学財団 育英資金課 ☎ 03-5206-7929	
入 学 支 度 金	入学先の高等学校等に直接お問合せください。 (詳細は学校によって異なる場合があります。)	

公益財団法人 東京都私学財団について

都内にある私立学校の教育の充実や発展を図るとともに、
都民の教育費負担を軽減するための支援を行っています。

東京都私学財団

検 索

<http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階

